地方財源の充実確保に関する要請書

平成 25年 11月 20日

長野県知事 阿部守一

長野県市長会長 菅谷 昭

長野県町村会長 藤原忠彦

日頃、長野県及び県内市町村の健全な行財政運営に対しご配意を 賜り、厚く御礼申し上げます。

いわゆるアベノミクスにより、日本経済は緩やかに回復しつつありますが、その効果は、まだ、一部の大企業・大都市にとどまり、本県の経済環境は依然として厳しい状況にあります。

こうした中、平成 26 年度税制改正に向けては、消費税率の引上 げに伴う経済への影響を緩和する観点から、自動車取得税をはじめ 地方財政に影響が及ぶ税目の見直しの検討がなされ、一方、地方財 政対策については、地方財政計画における歳出特別枠の見直しなど も検討されていると伺っております。

しかし、これらの見直し内容によっては、地方自治体の財政運営 に支障が生ずる恐れがあり、とりわけ小規模町村への影響が懸念さ れます。

つきましては、税制改正及び地方財政対策の議論に当たって、本 県の実情等も御賢察頂き、地方自治体が持続可能な財政運営を行う 上で十分な財源が確保されますよう、次の事項に特段の御配意をお 願いいたします。

I 平成 26 年度税制改正に関する事項

- 1 地方分権改革を進めるため、地方税を充実するとともに、地 方法人課税のあり方を見直す等により、税源の偏在性が小さく 税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 2 投資減税や法人実効税率引下げの議論を行う場合には、必要 な地方財源の確保を併せて検討し、地方財政に影響を与えるこ とのないようにすること。
- 3 自動車取得税の見直しに当たっては、地方の意見を十分踏ま え、都道府県、市町村に減収が生じないよう安定的な代替の税 財源を確保すること。
- 4 固定資産税は、市町村の大宗を占める重要な基幹税目であり、 国の経済対策等の観点から償却資産課税の見直しを行うべき ではなく、現行制度を堅持すること。
- 5 ゴルフ場利用税は、所在地の行政需要に対応する貴重な財源 となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 6 地球温暖化対策のための税は、使途を森林吸収源対策にも拡 大するとともに、その一部を地方の役割に応じた税財源として 確保すること。

Ⅱ 平成26年度地方財政対策に関する事項

- 1 厳しい地方財政の状況を踏まえ、消費税率及び地方消費税率 の引上げに伴う増収や地方負担の増、社会保障関係費の自然増 などを的確に見込み、必要な一般財源総額の確保を図ること。 特に、地方交付税については、本来の役割である財源調整機 能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額の確保を図る こと。
- 2 地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施する ため、地方財政計画における歳出特別枠や地方交付税の別枠加 算などの財政措置を堅持すること。
- 3 財源不足の解消は、臨時財政対策債の発行ではなく地方交付 税の法定率の引上げにより対応し、臨時財政対策債の廃止を図 るとともに、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を 確実に確保すること。